

第2回議会基本条例策定特別委員会 **概要版**

特別委員会委員

委員長 松野 豊、副委員長 藤井 俊行
委員 酒井 睦夫、委員 戸部 源房
" 田中 美恵子、" 乾 紳一郎
" 高橋 ミツ子、" 伊藤 實
" 田中 人実

報告事項及び協議事項

(報告)

- 第1 第1回特別委員会の協議概要について
- 第2 議会基本条例策定特別委員会設置に伴う予算申請概要について
- 第3 その他

(協議)

- 第1 報告会の回数・場所・内容について
- 第2 専門的知見の活用について
- 第3 条例案に盛り込みたい内容について
- 第4 キャッチフレーズ案について

報告事項1について

配付した会議要旨について各委員により確認(読み込み)し特に、要旨内容に疑義はなく、HPに掲載する事です承を得た。

報告事項2について

事務局より第2回定例会における、議会費の補正予算案について説明

旅費については、当委員会の委員9名、正副議長と随行事務局の職員1名の計12名分を計上。予算額は視察先等も決定してないため、特別委員会の一人の基本旅費と同額を基本として人数分を乗じていること。

需用費の中の印刷製本費は、前回の委員会です承された年間スケジュールの中で報告会の中にシンポジウムというものを開催するという前提から、それに伴うパンフレット代として3,000部を印刷する予定で計上していること。

委託料は、当委員会等における会議録の作成業務委託である。回数はスケジュールにある回数に概ね2時間ということを前提に算出した。同じく委託料で議会基本条例策定に関する調査研究業務委託料としてスケジュールに沿って回数は13回とし、シンポジウム

の開催も含めて計上している。トータルして、今回示した額となっている。

～以下各委員の意見～

（松野豊委員長） 若干補足として、補正予算の庁内ルールとして、4月10日までに予算編成担当課へ案を上げるという関係で、見込み（仮）という形で一旦提出してある。1回目の議論の中で視察は行くか行かないかと。行かなくていいのではないかという意見も幾つかあったが、見積り提出の期限の関係で補正（案）として今回提出している。視察に行くという前提で上げているが、必ずしも視察に行くということではなくて、必要であれば視察に行くというスタンスである。もし今日の段階で視察は必要ないということになれば、予算計上しない方向性を考えている。

（乾紳一郎委員） 仮にという説明なので、了解はするが、必ずしも視察にしても日程がかなり入っているため、視察の目的や時期は、基本条例をつくる、たたき台をつくることということで考えるとかなり難しいのではないかと考える。視察の必要性についてはよく議論した上で決定する必要がある。調査、業務委託費についても中身を議論した中で決めていきたいというふうに思っている。

（伊藤實委員） 視察の件については、あくまでものせておくということではないかと考える。これは、今後の議論の流れがどういうふうになるかによっては必要性が出てくることも考えられるし、逆に要らなくなる場合もあるため、いずれにも対応できるように現時点では計上しておくことがよい。

（戸部源房委員） 6月の定例議会で提出というものだが、正式に執行部との折衝を行うのは今後どういうスケジュールなのかによって今の議論は変わってくると思う。例えば視察の問題も仮に置いておくというような方法もある。1回補正し、足りなくなったから、またたびたび補正ということではいけない。予算計上なので、ある程度の部分まで決めておく必要がある。

（事務局） 執行部の査定は4月23日に予定されている。

（松野豊委員長） まず、最終の最終、庁内的な折衝は4月23日ということだが、最終的な議案になる直前に調整できる最後の締め切りはいつかということについては、事務局で確認をとっている。わかり次第また後ほど協議する。その日程によっては、もしかすると今日決めないといけないが、次回の第3回の特別委員会で大体年間の方針と予算のほうを皆さんで協議して話し合っ決めていく方向でよいと考えるが、しっかりとしたスケジュールを確認したい。

(乾紳一郎委員) 特別委員会を設置したときには、一般的に当初で旅費を予算化している。他の特別委員会でも同じである。当初予算では、視察実施の有無、視察先や時期などについて議論した上での予算計上ではなく、実施することが決定した場合に対応可能なように事務局ベースで予算上程しているの、今回も同様に予算計上しておくことでも特に問題はないと考える。しかし、行くか行かないかというのはどういう視察目的を持つか、そこを議論してからではないと、具体的には実施できないということを確認しておきたい。予算がつくれたから視察は行くものだということではないということを確認しておく必要がある。これは、視察目的を明確にしていく必要があると考える。

(酒井睦夫委員) 視察に行くか行かないかという必要性について確認したいことがある。会派で栗山町や福島町に行かれているが、そういう経験から、ぜひ行ったほうがいいということなのか、別に行かなくとも書いたものでわかるということなのか、どうであったか確認したい。

(戸部源房委員) 新世会で栗山町を視察した。北海道なので、旅費の面では、今回計上している金額では実施不可能である。視察の議論についてはその必要性が重要である。講師を呼ぶ方法もある。視察、現場に行って、今までの経過であるとか、あるいは問題点を直接聴取し、実感するという必要だと思うが、その市の専門家を呼ぶということも考えられる。これは、いろんな方法があると思う。

(高橋ミツ子委員) 補正予算の理由は、特別委員会を改めて設置して、それで、その活動にかかわる印刷代や議事録作成であり、特に視察に関わる旅費については、基本的に予算は計上しておくべきだというふうに思う。盛り込みたい条項については、前回資料として既に制定された市の一覧表の中味は大体ほとんど読んで、その中でぜひ載せたほうがいいのではないかなというものを提出した。その中味や、議論過程について直接、もう少し詳しく知りたい場合も考えられる。色んな情報収集が考えられるが、条例を策定していく中で視察の実施について必要性が生じ、盛り上がりが見えたときのために早急に対処できるよう、補正予算にきちっと計上しておいたほうがいいのではないかと。実施には目的をはっきりさせる事は言うまでもありません。

(松野豊委員長) 視察の実施については今後も協議しながら決めていきたいと思う。先ほど酒井委員からの質問にもあったが、最終的には協議しながら決めていくが、私個人的には現時点では視察は必要ないと感じている。理由は、専門的知見を活用する方向であり、また、戸部委員の発言にもあった様に、場合によっては例えば、栗山町より当時の橋場議長を講師として招聘し、話を聞くことも出来る。経費で言えば、1人分の交通費で済

む。予算の効率的な使い方等々考えていくと現時点で必要はないとは感じている。事務局に改めて、補正予算スケジュールについて確認したい。

(事務局) 予算査定などのスケジュールについて説明

4月10日に補正申請が締切された。

4月23日に担当課のヒアリングが行われ大枠で要求額の決定が行われる。

その後市長査定とうスケジュールであり、変更可能な時期は4月23日の財政担当課のヒアリングまでとなる。

(松野豊委員長) スケジュール的には、次回まで持ち越しは不可能であるので補正予算案については、暫定的に事務局案で計上することとし、視察の実施については目的等を議論し決定していく。先ほど乾委員の発言にあった内容で、補正申請としては置いておく。本当から言えば、本日視察に行くか行かないか決定し、行かないということになれば、補正申請しないというのが理想だが、本日決定するのは難しいと思うので、一たん暫定的に計上しておく。ただ、視察に行くか行かないかは今後も皆さんと協議をしながら、決めて行くということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

(松野豊委員長) 御了承いただいたので、補正予算の申請は23日の最終的な執行部ヒアリングのスケジュールに従って事務局に進めてもらう事に決定する。

報告事項3について

報告事項3点

前回の協議事項で意見のあった、ホームページ、議会報での議会基本条例策定特別委員会開催日程、議事録についてしっかりと情報を発信していこうという趣旨から流山市議会のウェブサイトには議会基本条例策定特別委員会の項目を追加した事。

議会報は5月より8ページとなるため、その一部を使い、この特別委員会の報告をしていくことを議会報の委員長に申し入れしており、本日議会報の特別委員会が開かれ議題に上ったが、再度会派に持ち帰り協議することになった。

法体系の件について前回、酒井委員より質問があった件について法制担当者に確認した事について説明。 ~以下事務局より報告~

(事務局) イメージしていただきたいのは、一番上に憲法があって、その下に法律があって、その下に政令や省令があって、条例の下に規則があるというのが法のオーソドックスな形である。そこで、議論となりましたのは、条例の中で例えば片方で最高規範というものをうたった場合には、他の条例はその下に來るのか、同等なのか、上なのかという

議論が出てきたわけですが、条例という策定プロセスをとる以上、同じ条例の中に上下関係はないというのが解釈です。ただ専門家の中にいろいろな解釈があるわけなのですが、最高規範性を確保するためには、その条例、例えば議会基本条例の条文の中にそれを具体的に明文化していくということをもってその条例の最高規範性を担保すると、確保するというのが通常でございます。

今本市を含め各市で、自治基本条例の制定が行われているのですが、例えば「既存の条例、規則はこの条例に沿って改正する」とか、具体的に条文の中でうたい込んでいくことによって法の最高規範性というものを確保するという意味ですので、自治条例が上にある、議会基本条例が後からつくったから下だということではない。理念的な体系としては例えば自治基本条例の条文中に、「既存の条例はこの条例に沿って改正する」ということであれば、そのエクスを入れながら議会基本条例を策定していくことが重要となります。繰り返しになるが、条例は並列であり、最高規範性を確保するためには、その条例の中に、「これからつくる条例はこの条例に沿って策定する」とか、「新たな条例制定はこの条例に適合、整合するようにつくること」とか、そういった具体的な項目を載せていくことによってその他の条例に影響を与えるものであります。そういう考えが原則的な解釈であると確認している。ただ、いろいろな本を読めば読むほどいろんな解釈がございますので、それは各解釈によって議論は分かれること。ただ、基本的な原則として条例は並列ですということが法制担当の回答でありました。

（田中人実委員） 具体的に答えられればなのですが、具体的に自治基本条例の中に議会の条項が1行でも書かれたら議会基本条例がその下になるという考え方と、自治基本条例の中に議会のことを書かれても、その条項の中身によっては並列ということも受け取られるし、それから自治基本条例の中に最高規範という言葉が入っても今度議会基本条例の中に例えば議会運営及び議員活動の最高規範であると書けば、どちらが上かとか、自治基本条例の下にぶら下がるだとかという議論は成り立たなくなると思うのではないかと思います。その辺の見解はどうですか。

（松野豊委員長） そう言った解釈を含め今後専門的知見の活用をしないといけないのでは考えるが、一応答えられる範囲でお願いします。

（事務局） 基本的に自治基本条例は、昔はサブセット型と言って議会の部分は全部抜いて制定されておりましたが、今はフルセット型と言って、自治の基本理念や、自治の主体としての市民であるとか、行政、議会の運営に関する基本事項であるとか、市民や市民活動に関する事項を全部入れて制定していますので、いわゆる最高規範と言っている部分が

一般的に多いと考える。例えば、議会基本条例を議会運営に関する最高規範と言っているのが栗山町でありまして、この栗山町を例にしますと、議会運営に関する最高規範を議会基本条例と言うのであれば、栗山町が自治基本条例をつくるとすれば、行政運営に関する最高規範という表現は可能になる。というのが解釈です。どちらも最高規範とうたった場合には、相互の条文の中味の整合は勿論であるが、どちらが上なんだろうという点では、先ほどお答えしたとおり、条例ですから並列であるという解釈になっているところです。

(乾紳一郎委員) 前回の会議でも言いましたけれども、市長部局で進めている自治基本条例との間のキャッチボールが重要である。そこで、整合性をつくっていくという形しかないと思うのです。議会と二元代表制ということ言えば、議会と行政は並列なのです。ただ、条例の体系としてどうなのかというのは、そこは調整して矛盾がないような形をつくっていくというふうにしていくしかないと思う。

(松野豊委員長) おそらく、これが正解というのではなく、だからこそこの特別委員会で多くの議論に携わり、情報や実績のある専門的知見の活用を図りたいと考えている。いろんなパターンがあるので、そこは法に違反しない範囲で流山市独自の解釈を進めていかなくてはいけないかなと感じる。さらに付け加えると、議会基本条例を議会運営の最高規範とするとした場合に、今度は会議規則と、議会基本条例との関係も考えていかないといけない。現状の解釈では、条例にすると1回・1回議会で議決を諮らないといけないので、条例にはしないで、会議規則で運用しているということがあったりとか、その辺もちいろいろ法的には整備していかないといけないので、これは今、結論を出せることではないので、今後も我々の勉強も含めてやっていければというふうに思う。

(戸部源房委員) 今の段階、情勢が変化しているし、法的解釈もどんどん変化している。地方分権が進む中で地方の政府というような見方が出てきているし、流山市も自立の心ということで強く言われている嫌いもある。ですから、先ほど乾委員が言われたように、自治基本条例もつくっているし、議会基本条例も今研究課題なので執行部とよくキャッチボールしながらしっかりとつくり上げていく必要がある。我々は市民の代表であり、市民との関係をしっかりと押さえていけばいいのではないかな。今の段階で条例の上下関係を言っていてもしようがないと考える。

協議事項1について

(松野豊委員長) 前回の特別委員会で、概ねスケジュールについては委員の皆さんの了解はいただいているのですが、1つだけ今日決めなくてはならないのが報告会の回数と、その内容についてである。具体的な内容についてはまだ後で議論していけばいいと思うが、

回数が前回会議では、場所は1カ所に絞るのではなくて、4カ所ぐらいに分けて、1回ずつ行い計4回という御意見もあれば、各地域で2回ぐらいずつ、つまり計8回行ったほうがいいのではないかという御意見もあれば、いろいろであったが、ポイントとしては、1つはスケジュール的に考えると10月、11月の2カ月、その前後は議会がございまして、報告会といっても会場を借りてただやればよいということではなく、より多くの市民の方に来ていただくために広報活動を含め集客活動も必要となってくる。当日配る資料等々もいろいろ打ち合わせをして、市民の方にわかりやすい形を出していくということを企画していかないとならないで、2カ月で4回、つまり月に大体2回ぐらい、2週間に1回ぐらいのペースが現実的に妥当ではないかと言う事から正副委員長案としてお示しをさせていただいたわけですが、御意見あれば、出来れば、今日回数と場所については決めていきたいと思っております。事務局に確認してもらったところ、市の施設であれば市主催や、あるいは議会主催のイベント等の場合の会場費は減免措置があり、借上げ経費はかからないということである。1回目のシンポジウム開催場所は生涯学習センター程度が収容人数、マックスで300人であり、250人から300人ぐらいのシンポジウムを想定した場合に妥当な会場ではないかと思っている。場合によっては4回とも固定の場所でもいいのではないかと考えている。御意見あれば自由に願いたい

(田中人実委員) 回数は今考えているのですが、場所は固定したほうがいいのではないだろうか。毎回同じ場所でやっているというふうにしておいたほうが良い。地域に出ていくことも大事なんでしょうけれども、地域別に説明するという内容のものでもないと思うのです。そういう意味から場所は固定でやったほうがいいのかと考える。

(戸部源房委員) 私の経験ですが、新世会のときに年に4回やっているわけですね。議会終了後必ず報告会あるいは市民の皆さんの声を聞くという形で意見交換会を開催したわけだが、地区別に開催した結果、非常に意見が遍在してしまった。地区の要望がなかなか議会まで届かないと言う考えから、報告会を始め4年間開催したわけだが、当初は地区別で開催していたものを、試行錯誤しながら流山市クリーンセンター一箇所に固定して開催したというような経験があるのです。そういうこともあり、今回議会基本条例ですので、地区の問題より、市全体的に討議していくという形が良いのではないかと考えるため、田中委員が言われたように、例えば生涯学習センターとかに固定してしっかりとやると。シンポジウムをやって報告会をきちっとやっていくと。報告会の回数は大体3回から4回でよいのではないか。内容的はよく吟味して集中的に開催するような形で実施していった方がよいのではないかなと思う。

(乾紳一郎委員) 私は1カ所に固定して4回というのはやっぱり難しいと思う。4回同じ中身で実施して、シンポジウムはあるとしても、あと報告会は毎回同じような内容でやって関心のある人は先に参加されるが、だんだん少なくなると思う。そこで、4カ所で開催するというよりももう一カ所でやるとか、つまり、2カ所で2回開催する。1カ所に固定すると、やはりどうしても限られた参加ということになってしまうのではないかなという気がする。

(伊藤實委員) 田中委員、戸部委員、乾委員、みんなそれぞれの意見はそれでいいのではないかと思うのですが、いずれにしてもシンポジウムは1回どうしても開催してほしいと思う。それは、生涯学習センター程度の集客規模でいいのではないかと思う。報告会という感覚からすれば、シンポジウムの盛り上がりを見て、会場が入り切れないとせば800席ある文化会館という考えもある。おそらく、生涯学習センターで大体間に合うのではないかと思う。それで、回数実施しても同じ人が来ているのだったら、余り意味のないことで、報告会はトータルで3回ぐらいに縮めてもいいのではないかと思う、同じ場所でやるのであればね。報告会2回と、シンポジウム1回の合計3回という感じがします。

(松野豊委員長) 報告会の場所・回数等についてはその中身にもよるのかなという気はします。乾委員の意見のように、毎回同じ内容でやるのであれば、1カ所何回も実施する必要がないかもしれませんし、参加いただく方というか、パネルディスカッションでやるのか、ちょっとどういう形式でやるかは、これから皆さんと議論して決めていくことでありますが、仮に報告会をパネルディスカッション方式でやるのであれば、そのパネラーを毎回変えてみるとか、切り口を変えてやるという形であれば同じ場所で中身少し変えて、いろんな人の意見を聞くと。そもそも報告会を実施する目的は我々議員だけでつくってしまうのではなくて、民意が、市民の方々の思いが反映された議会基本条例にしようという考えで、少しでも報告会によって市民の方と意見交換をしようというのが基本的な目的ですから、その辺は中身の運用次第であるかなというふうに思いますがいかがですか。

(田中人実委員) 今日結論出せればいいのでしょうけれども、この辺のノウハウも専門的知見の方が持っているわけですから、議論を進めながら流山の場合はこのほうがいいのではないですかというアドバイス受けながら、議論して行く方法でいいのではないのでしょうか。

(松野豊委員長) この辺は少し議論を重ねていくこととして、暫定的にスケジュールのとおり報告会を4回で仮置きしておき、専門的知見の活用でいくのだということに決まれば、その辺のアドバイザーにも意見いただきながら皆さんと自由に協議しながら決めて

いくということによろしいですか。

〔「異議なし」〕

協議事項2について

(松野豊委員長) 専門的知見の活用について、配付資料 と となります。 のほうは一応仕様書をつくってもらいました。前回の特別委員会の中で、客員調査員をどこのコンサルタントにするかとか、どういう人にするかということについては、正副委員長と事務局に御一任をいただいたわけですが、いろいろ協議した結果、早稲田大学マニフェスト研究所に調査委託をするのがいいのではないかという結論に正副委員長、事務局の話し合いで決まった。少しこのマニフェスト研究所のプロフィール等について御紹介をいたしますが、設立が2004年4月1日です。正式名称、早稲田大学マニフェスト研究所です。所長が昨年流山市の議員研修会に講師でも招聘をしました北川正恭さんです。早稲田大学大学院の公共経営研究科の教授でございます。本市との関わりとしては、昨年10月1日に本市議会の議員研修会において講演をいただきました。北川氏のプロフィールとしては、昨年の研修会で既に行っておりますが、最近では、本年3月に東国原宮崎県知事らと地方自治体首長も参加し、超党派の国会議員とともに地域・生活者起点で日本のつくり直しを行う国民運動組織「せんたく」を立ち上げて御活動をされております。

そこで、なぜこのマニフェスト研究所にしたかというのは、大きく3つ理由がございます、我々特別委員会が専門的知見を活用するに当たり、最も重要でかつ不可欠な機能を以下のとおり有するのではないかと考える。 議会基本条例への取組み実績を有しておりもう少し具体的に申し上げますと、神奈川県議会、それから岩手の奥州市議会への調査委託実績、それから議会基本条例へ取り組む議会との幅広いネットワークを有するため、先進事例の情報量が豊富である。視察、講演、議会改革も含め委託実績が多い。既に議会基本条例を制定した北海道栗山町議会、三重県議会などへのコネクションによって議会基本条例策定過程についての情報提供も非常に可能とされております。議会基本条例の実績を非常に持っていること、ネットワークを非常に持っているということが1つ目の理由です。

全国に幅広いネットワークを持っております。地方議員 470 名が加盟するローカル・マニフェスト推進地方議員連盟、それから210の自治体の首長が加入するローカル・マニフェスト推進首長連盟、全国9つのブロックからなります学識者、市民団体などのマニフェストを推進する団体が加入するローカル・マニフェスト推進ネットワークの事務局をこの早稲田大学マニフェスト研究所が担っているということで全国の自治体、それから自治体議会とのネットワークを持っておりまして、全国規模の情報収集が可能とされてお

ります。また、自治体議会にとって全国的な、いわゆる地方議会のアカデミー賞としてマニフェスト大賞というのを主催しておりますので、全国からいわゆる議会のベストプラクティスを集めることによって多くの先進事例の紹介が可能となっております。こういった幅広い情報ネットワークを持っておるといことです。

議会のパブリックリレーションということで議会提案条例における市民参加、市民と議会との協働について江刺市の地産地消条例であったり、あるいは神奈川県議会改革であったり、会派のマニフェスト作成プロセスなど多くの事例にかかわることで流山市の諸事情にかんがみて、かつ全国の先進事例を盛り込んだパブリックリレーションの提供ができる。また、メディアや各市の地方自治担当者とのネットワークがありますので、先進事例として全国への発信が可能ということ。

以上の点を総合的に勘案した結果、正副委員長・事務局案としては早稲田大学マニフェスト研究所が一番適しているのではないかとこのように判断をしました。

この資料の というのは、早稲田大学マニフェスト研究所がこの専門的知見活用ということで請け負った場合に、こういう内容の業務委託が想定されるというものを一応仮案として上げております。料金的なことは先ほど報告事項で見積もりがざっと出ておりましたが、全部で84万円ということになっておりましたが、この積算根拠は年間スケジュールで、今もしこの専門的知見の活用でいく場合は6月の議会で議員立法、議案を上げて議案として可決をしないとなりません。専門的知見活用ということで地方自治法100条の2の項目になりますが、これを6月の議会で可決をして、その可決がされてから実際には契約ということになりますので、この年間スケジュールでいくと、7月から毎回この会議に御出席をいただいて、先ほど田中人実委員の発言にも御座いましたが法的な解釈の御質問等にその都度答えていただいたり、あと情報提供していただいたり、アドバイスをしていただくという形になると思いますが、今のところだと、年間スケジュールからみて13回の出席を頂く事になります。この特別委員会にこの6月以降毎回出席をしていただくということで、1回当たり5万円、×13回の65万円と。それから、10月に予定しているシンポジウムに北川先生に昨年同様講師というか来ていただくということを考えると、これは昨年の研修への講師依頼の実績にもありますが、ここ数年、毎回議会として議員研修会で講師をお呼びするときの予算が1回当たり15万円と決まっていますので、それと同額の金額と65万円をプラスして80万円となる。そこに消費税を乗じて84万円という内容です。この1回当たりの5万円というのは非常に安価であると思います。民間のコンサルタント会社に依頼すると、相場観でいろいろ調査しましたが、一番高いと言われて

いるところで1日50万円とされています。コンサルタントが例えば朝10時から夕方6時まで来て、その会議のコーディネートをしたり、中身の内容にもよるのですが、一番高いところで1日50万円とされています。この相場観を皆さんにご理解いただきたく資料のほうを御用意させていただきました。この資料は執行部の自治基本条例の、コンサルタント料の決算額であります。3年間の継続費が設定されておりますが、コンサルタントの中身としては主に資料に書かれているような内容です。全体会としては12回程度ですが、その前の部会であるとか準備会であるとか、意見交換会とか、もろもろそのコンサルタントの方がやはり自治基本条例策定に関しても同席をされていますので、全体で90回程度来られているのですね、平成18年度の決算額で言うと750万円。ですから、750万円を単純に90回で割ると、1回当たり大体8万5,000円ぐらいですかね。中身の問題もあるので、回数だけで幾らということではありませんけれども、単価をわかり易く比較すると、自治基本条例のコンサルタントと比べても今回の1回当たり5万円ということはかなり安価であると言えると思う。大学の研究機関ということもあるのでということもありますが、かなり経費的には低いという観点からも早稲田大学のマニフェスト研究所を正副委員長としては皆様にお勧めをしたいということでございます。

(酒井睦夫委員) 単純な確認と質問ですが、私は早稲田大学マニフェスト研究所は早稲田大学の学生に物を教えるための組織だと思っていたのですが、それは多分やっているのでしょうか、今の話だと野村総研的なシンクタンク的なことで契約をしてお金をもらってサービスを提供する。ということは、北川先生に来てもらったら、契約するのは北川氏個人ではなくてマニフェスト研究所と契約をして15万円なら15万円払うと、そういうことなのでしょうか。大学の先生なら例えばテレビに出たり、講演したりして個人でお金もらっていますよね。今回の場合はマニフェスト研究所と契約をしてやってもらうわけですから、マニフェスト研究所との契約であって北川教授ではないという認識でよろしいのか。こだわって申しわけないのですが、北川先生に来てもらったら15万円払うというお話だったが、北川先生個人との契約ではなく、マニフェスト研究所という組織と契約して、そこに支払うというふうに理解してよろしいのか。

(乾紳一郎委員) 専門的知見については、委員長、副委員長で出していただいたのですが、1つは議会基本条例の調査等を委託するにふさわしい団体が他にどこかあったのかということ。要するに結局この専門的知見の活用も契約になるので、例えば最低でもアイミツだとか、今我々議会でもそう言っているわけですよ。業務委託の問題とか。その辺のところがある程度比較できた上ではないと、やはりそこに決定ですと

いうふうにはならないので、その辺について今日の議論はここがいいのではないですかという中身だったのですけれども、あわせて他に比較検討したものや、同様の仕様書で検討したもの等があれば、そういうことも比較検討しながらやっぱり判断する。議会だったら余計判断する必要があるというふうに思うので、6月議会に議決するようなので、まだ時間もあるので、その辺はもう少し進めていただきたいと思います。

(松野豊委員長) この案を提示するにあたって、他も探しました。しかし、同じようなことができるレベルのものがなかったと言うのが回答です。強いて言えば、シンクタンクというか、三菱UFJリサーチ&コンサルティングやみずほ総研であるとか、そういうところがありますが、そこに見積もりをちょっととることも考えたのですが、要するに発注する意思がなくて見積りだけをとるのが果たしてどうかというのが私の判断だったのです。というのは、先ほど申し上げたようにこの金額ではまずできないと思います。この金額のような見積もりは出てこない。それでもとったほうがいいということであればとりませんが、ちょっとこちらとしてはばかるといふ気持ちです。発注する意思がないのにそのアイミツをとるのがどうなのかというのがちょっとはばかったのです。また、インターネット等々で調べましたが、結果は無かったというのが結論です。要するにここまでマニフェスト研究所ほどしっかりと情報を持っていて、しっかりとアドバイスができるというところが見当たりませんでした。もう一つ調べたのは、栗山町や三重県議会がどうしたのかというのを調べました。栗山町は、北海学園大学の神原教授がサポートしています。三重県は大森弥先生がサポートをしています。三重県で言うと、今も議長をされていますが、岩名議長がもともと都道府県議長会等の会長をやっていた関係で大森教授と昔から懇意にしているのです。そういう個人的なネットワークというか、絡みがあるので、大森教授もサポートを受けたというのが背景としてあります。栗山町は北海学園の神原教授がバックアップしているのですが、例えば神原教授には直接コンタクトはしていませんけれども、仮に神原教授にお願いしたら、経費で言えば毎回飛行機代だけで5万円超えてしまうわけです。こういうことなんかも踏まえたときに今回提示させていただいた案が妥当ではないかなという結論でした。ただ、乾委員のおっしゃることも十分にわかるので、余り結果的に随契みたいなふうにならないほうが望ましいだろうということであれば、見積もりは一応とりませんが、いかがいたしましょうという感じです。この案までのプロセスを申し上げると、今のようなことなのですが、これは、皆さんの御意見も含めてちゃんと合い見積もりとったほうがいいたろうということであればとりますけれども、いかがいたしましょうか。1回5万円では上がってこないのは目に見えています。

(乾紳一郎委員) やはり持ち帰って判断しなくてはいけないと思うのです。議決にもかかわる事やはりその辺の特殊性という問題で競争性を担保できない部分もあるので、ちゃんと説明できる資料があれば、それはそれでいいので、その辺については今口頭でも話が出ましたが、議案に出す段階ではそれは文書になるので、その辺について提示をしていただいて、それで改めて会派で検討してみたい。確かに、議会基本条例はまだ全国的に例がそんなにないので、いわゆる地方自治にかかわるいろんな研究所はありますけれども、まだその情報を収集しているような段階かもしれないので、なかなか他というのは難しいとは思いますが、その辺のやっぱり説明できるだけのものはきちっと持たなければいけないということをお願いしたいと思います。

(松野豊委員長) 文書にして後ほど皆さんにも、配付するようにいたします。

(戸部源房委員) 専門的知見は、議案で出すのですよね。乾委員と同じなのだけれども、今まで制定した議会、先ほど一部言われましたけれども、その議会はどうしたのか。あるいは今審議中の議会はどうか。そこら辺もある程度調べて出してもらいたい。それで、なぜ早稲田大学のマニフェスト研究会なのか。先ほど3点理由を聞きましたけれども、やはり議員の皆さんが、あるいは市民も納得できるような形で説明する必要があるかと思えます。不十分で議会がもめたのでは、これどうしようもありませんので、そこら辺を十分吟味していただきたい。それから、もう一つはやはり議会基本条例というのは、議員自らがやっぱりつくっていくということが基本になりますので、ここら辺のコンサルタントと我々の役割、私はある程度自覚していますけれども、そこら辺もきちっとある程度するようにお願いしたい。これは要望ですけど。

(松野豊委員長) それでは文書でまとめます。今一応口頭で申し上げておくと、本日お配りしたファイルの中に既に制定した議会、15自治体と現在制定中、これは流山も含めてですが、22自治体ということで一覧になっていますが、ある程度は調査いたしました。マニフェスト研究所の研究員にちょっと聞いたのですけれども、粗っぽい言い方をすれば専門的知見はほとんど使っていないです。しかし、流山はあえて使いたいと思っています。理由は、条例の位置づけとか、そういうものをしっかりしながらきちっと流山らしいモデルでしっかりとつくっていきたいと思っているので、御提案をしているという背景があります。その辺も文書としてお配りする。議事録に残るので、余り具体的な議会名を申し上げていいかちょっとはわかるのですが、あえて申し上げますが、一関市議会、既に制定している15自治体の中に入っている1つですが、ここは非常に粗っぽい、誤解を恐れずに言えば、非常に粗っぽい言い方をすれば栗山町等々のまねをして、ただ形だけつくったの

です。議決をしてしまったのです。実際に今機能しているかという、ほとんど機能していない。こういう状況が起こり得るのはちょっと避けたいですし、しっかりと専門的知見のサポートもいただきながらももちろん今戸部委員がおっしゃったように、我々自らがつくっていく。勝手に議員だけでつくるのではなくて民意も反映させたものをつくっていくと。そういうコーディネートをしていく中でやはり専門的知見は必要ではないかというふうに思っていますので、一応御提案を差し上げているということです。今口頭で申し上げたこと等々も含め、一たん文書でもう一度まとめて各委員に早いタイミングで文書として配付できるようにしたいと思います。この件についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

協議事項3について

(松野豊委員長) 毎回会議は2時間で済ませましょうということで今日は、あと30分ほどですが、この盛り込みたい内容の中身まで議論していくと、今日は終われませんので、それぞれ提出していただいた項目毎になぜこの項目を入れようと思ったかという意図とを含めてそれぞれの委員から発表をいただいて今日のところでは、盛り込みたい内容の中身まではちょっと議論はしないと。一応御報告をいただくということで今日はとどめたいと思います。次回以降、資料見ていただければわかるのですが、中身が重複しているものもたくさんございますので、その辺も整理しながら次回以降議論をしていければと思っておりますので資料の掲載順に発言をお願いします。

(田中人実委員) 一つ一つ説明していると、時間もないので。議会基本条例をつくるうという動きになったときのもともとの発端が二元代表制の中で議会の権能をより発揮するにはどうしたらいいかと。それから、議会の活動がなかなか市民に理解されていないと。情報の公開とともに市民との対話あるいは報告会も必要だろうというような観点から以下7項目を上げてみました。それで、やはり一番私たちとして重要だなと思っているのは、地方自治法96条第2項の議決権、議決事項の拡大であると思っております。

(酒井睦夫委員) 内容、詳しい説明はまた別途というお話ですので、趣旨だけ、なぜこれを選んだかという趣旨だけ簡単に述べていきます。項目8番、議会報告会、これをなぜ入れたかといいますと、市民が議会に対する不満、その最大の理由は何をしているかわからないということが最大の理由になっている。これは、データもありますので、そういうデータも報告しますが、何をしているかわからないということに対する答えとして議会としての報告会が必要でしょうということです。議員間の自由討議、これはいろんな自

治体の議会でも言われていますけれども、議員と行政の討議はあるけれども、議員同士がないので、そういう場が必要であるということです。

項目10番の議会と議員の自己評価、これは何をやっているかがわからないということにも関係があるのですけれども、議会としてやはり会社で言えば事業計画があって、それを総括するというようなもので、議会として何をやったか。そこに自己評価があってしかるべき。議員として何をやったか、それに対する自己評価。これは毎年やるのか、それから2年に一遍なのか、それはいろいろあるでしょうが、こういうことをやっている自治体も既に出ているということでございますので、福島町ですね、これやって非常にセンセーション巻き起こしているのは、そういう事例もありますので、これをテーマとして掲げました。それから、議会改革というと必ず出てくるのが議員定数、議員報酬ということなのですが、これについても市民の最大の関心事ということで、市民が納得する形のものにしていく必要があるだろうと。それから、政務調査費については、議員報酬と同じで、税金で払われる分野ですから、これについても市民に説明ができるような理論づけが必要であるということです。政治倫理、これは昨年大変議論をされたということですが、やはりまだ市民はこの面については、十分納得していない面もあるということであえてここにリストアップをさせていただきました。市民参加、これも議会に対する市民参加というのはいろんな形があるのですけれども、やっぱり市民の意見を入れながらすべて決めていかなければいけないという市民参加の項目を入れていきたい。情報公開・一問一答方式、この辺は他の会派と同じです。よそでもやっております。情報公開について言えば、今私が申しあげましたようないろんな形で説明責任を果たすということも含めて、それからホームページのことで先ほど出ておりましたけれども、会派のあるいは常任委員会の視察、そういったことも含めて情報公開をしていくというようなこともあって、この1つのポイントとしてリストアップさせていただきました。

(乾紳一郎委員) 一問一答等は他から提出されると思い特段取り上げなかったのですが、共産党としてぜひ盛り込みたいということで幾つか提案しました。まず、前提として議会の役割といいますか、責務、特に今求められている議会ということで当然のこととして監視機能ありますけれども、それだけではなくて政策立案、立法機能だとか、それから住民に信頼される議会という、その辺の中身をきちっと明記する必要があるだろうと思っています。それから、住民参加、住民参画の確保については、具体的には参考人、広聴会の積極的な活用、それから市民との意見交換の場として、これは栗山町では「一般会議」との言い方していますが、それと同様の会議の設置です。それと、会議の公開の問

題をきちっとしながら、祭日の本会議の開催等についても検討していったらいいのではないかと思います。それから、3つ目には議会の説明責任ということで、先ほども出ました議会報告会という形の議会としての報告会の設置や、それから資料の公開です。審議に伴う資料を含めた資料の公開。あと採決における議員の賛否を公開するという観点から、今ちょっとあいまいな形になっていますので、議事録に残すような形も含めてやはり公開をしていかなければいけないのではないかと。その辺も議会の説明責任として考えていければと思っています。それから、政策の調査、研究のための機関ということで政策提案する、あるいは条例提案するとしてもなかなか議員だけでは難しい部分があるので、そこをどのようにサポートする体制を強化していくのか。会派としてもやはり会派の提案もサポートできるようにぜひ検討していきたいと。あとは、伊賀市の議会基本条例にもありますけれども、会中も含めて「文書質問」ができるようにするというのと、それから議決事項の拡大については、公明党の田中委員からも提案がありましたが、基本構想だけではなくて、基本計画、マスタープラン等にも拡大をしていくということです。

その他ということで提案しているのは、先ほども条例と規則とかというその体系の問題が出ましたけれども、市議会の場合には本会議規則が一番今まで大もとに来ていたのですが、その下に委員会条例があったりして、本来条例が規則の上にあるべきだという考え方から今回、せっかく議会基本条例を議論しているので、基本的な事項については、基本条例に盛り込んで、それで条例、規則という、そういう一般的な形に体系を組みかえたほうがいいのではないかと。これは横須賀市の会議条例ではそういう中身になっているので、せっかく議論するのだから、そこも整理したほうがいいのではないかと。ということです。

(戸部源房委員) キャッチフレーズと構成に関して、今までの議会基本条例を参考にしました。また、視察も行ってきました栗山町を前提に考えた。

まず、議会基本条例の作成の意義なのですが、市民の代表である議会は、地方分権の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、持てる権能を十分に駆使し、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く市民に公開することが討論の広場である議会の使命であると。先ほど田中委員からも言われていたように、議会が何やっているかわからないというような問題もございますので、こちら辺をしっかりと市民に公開すると。あるいは、市民も参加していただくというような形で、討論の広場である議会を変えていこうという形で考えました。

特に中心となるのは、栗山町の原理原則を中心としておりますので、1番で前文、2

番で目的、3番で議会の活動原則ということで、市民参加の問題や議員間の自由討議、4番目で、第3章として市民と議会との関係で、市民への説明責任、参加の問題、それから市民との連帯の問題、市民の陳情とか請願をどのように受け入れるか、それから5番目で、第4章で市長と議会の関係、これは一問一答方式、執行部の反問権、栗山町ではやっているのですけれども、ここら辺の問題も取り入れると。それから、政策の形成過程、執行部もまだまだあいまいですよ。ここら辺を条件をつけてきちっと説明していただくと。予算、決算においても当然です。6番目で、第5章として自由討議の拡大と。これは、議員相互の自由討議ですよ。議員の質問を高めるとともに、市民の代表としてそれなりにふさわしいように自由討議をしっかりとやって、政策、条例、有意義な意見書等々を出していくと。7番目が政務調査費、これは交付、公開、報告と。市民に年間に1回は必ずそれをしっかりとやると。政務調査費の意味も含めてですよ。いろいろ問題になっていますけれども、流山市は今問題になっていませんけれども、そういう形でやっていったほうがいいのではないかと。それから、8番目、第7章、議会事務局の体制整備、この中には特に議会の招集権、これは今現在は執行部にございますけれども、議長に付与したほうがいいのではないかと。これは、自治法の問題がありますから、討議によっては議長と執行部で決めるというような案もありますけれども、ここら辺を1つ出しています。それから、議会の予算と人事権、議長に付与と。これは、執行部が今までは決めていたのですよ。今回予算については初めて議会が出したのですが、執行部との交渉の結果、決定したということもあるので、議会の予算、あるいは人事権の問題、一方的にこういうふう任命したからこうだという形ではなくて、事務局も法制担当とかいろいろ、議会を強くするためにはそれなりに優秀な人間を入れなければいけないという問題もございますので、そこら辺をつけ加えています。これは、栗山町にはございません。ここら辺を2点強く出していると。そのほかについては、栗山町を参考にしています。

それから、9番目、議員の身分、待遇、政治倫理、これは議員の身分、今自治法との問題がございましてけれども、この前の3月の定例議会で全会一致で報酬から歳費へというような意見書を上げていますよ。この問題を、自治法との関係はございましてけれども、論議する必要があるかなと。議会基本条例を制定するためには、議員の身分というものはっきりしなければ。市民は手ぬるいと言っているけれども、議員ってすごい量をやっているのだよね。そういうこともわからないと。ですから、議員の身分の問題をぜひ。これは、栗山町にはございません。この問題もどういうふうな形でやられるのか論議に入れたらいいのではないかと。それから、議員の定数とか政治倫理。

それから、10番目が最高規範性ということで、議会運営の最高規範性と範囲ということで、栗山町とこれは一緒です。私は、視察にも行ってきましたし、内容も見ました。そういう中で、栗山町が今現在一番進んでいるのかなと。それから、議会基本条例の中でつくる過程から、それからその後の実施状況です。つくる過程でも、全議員が議論をやって、会派とか党に関係なく、栗山町をどうするかと、そういうことを真剣に考えて実施されているのは栗山町だろうと。それを1つ大きく参考にしてやられたらどうかと。それで、あわせて、先ほど言いましたように、議会の招集権、議長に付与と。議会の予算、人事権、ここら辺をはっきりさせると。それから、議会の身分、ここら辺も論議して徹底的にやるということで、今までの議会基本条例とは一歩先んじた形でやっていくという形で流政会は考えていますということです。これは、後ほど皆さんとの自由討議の中で議論がされることだと思います。

(高橋ミツ子委員) 今まで議論してきたことと重複する部分もあるかと思いますが、私の考えからまずお話ししたいと思います。

今自治基本条例を策定中ですが、この本当の目的は、二元代表制の市政運営を目指すということで策定中だというふうに考えていますし、それが市のすべての条例の最上位に位置するという中で議会という部分が自治基本条例に入ってくると。そういった中で、では議会としてどうしようかといったときに、議会は議会として自立してしっかりと議会基本条例を自らつくろうではないかと。そういう中で私も賛同して、議会基本条例の策定に積極的に参加させていただいている一人だというふうに認識しております。

そこで、先ほど流政会さんがおっしゃっているように、栗山町がいいと。視察して、いいということで、もちろん視察も行ったし、見てきた。あるいは、配付された資料の中に制定したまた、検討中という一覧表をいただきましたので、これはすべて目を通しました。その中で、よいと言われている栗山町、そしてほかにも関連している重要なものということで私は抽出させていただいたわけですが、その抽出した内容は、私個人でもいつも考えているのですが、市民から選ばれた議員は何をやるべきなのか、そして議会という中に入った場合に議会は何を目指していくのだろうかということをやはり考え、はっきりとしていかなければならないというふうに思っているわけです。私なりに、説明責任というのか、いろんな立場では、途中でもお話ししましたが、報告会するときも個人で議会報告を毎回やっているし、ニュースも出しているとかということもお話ししたと思いますが、そういう役割というのはやっぱりきちっと果たしていく。全員が統一な議会として見解を持ち合わせた中でやっていくべきだというふうに思い、また資料等に目を通

して、ここに抽出した項目が載っているわけです。見れば、どこからか持ってきたような関係に思うかもしれませんが、議会の説明責任だとか市民と議会との関係、あるいは執行部と議会、そういう関係というのは切っても切り離せない。議会が活動するためには、それに伴う事務局の応援とか、いろんな図書、政務調査費にかかわってくるかと思えますけれども、自らが調査研究しなければならないというものも出てくるということで、このような内容で抽出したということが、私の盛り込みたい条項ということであります。

(田中美恵子委員) 私も市民と自治を進める者としては、市民全体の利益を代表して議会活動を務めていく、これが一番重要ではないかと思えます。そして、議員はまちづくりについて自分の考えたことを広く市民の声を聞いて政策形成及び議会の運営に反映をさせるということが必要ではないかと思って書いてみたのです。

それからあと、議員の研修というのは、先ほど皆さんのいろんな意見がありましたから、私もそういうようなことを書いてみました。

それから、予算及び決算における政策説明、これは私も経験がまだ浅くて、予算及び決算においては、政策説明、それをきちんとお聞きしたいと思います。それで、今皆さんの声を聞きながら、私すごく難しく、市民の人に逐一説明したりするのに、もっと易しい言い方ってないかなと、そういうふう思うのです、わかりやすい。それで、私は一人会派ですから、300人、人を集めるとか、そういうふうなことはできなくて、井戸端会議ではないけれども、一人一人に声をかけてこういうことを説明していきたい、そういうのが私の願いなのですけれども、もう少し市民にわかりやすいことをおっしゃっていただきたいと思えます。

(松野豊委員長) 今一応ざっと皆さんの御意見をいただきましたけれども、先ほど申し上げたように、今日これを議論していくとなかなか時間もオーバーしてしまうので、今日は皆さんそれぞれ御提出していただいたものを御提示いただいて、発表いただいたというところでとどめたいと思えます。同じようなことを提出いただいている部分があったりとか、あるいは、例えばですが、一問一答ですと、これは特別委員会というよりも、議会運営委員会のほうでもう既に決定してしまっていて、6月から試行的に取り組むということで、一問一答についてはもう採用が決定をしておりますが、これを条項の候補として確定していく作業なんかも必要かと思えます。今後は、事務局と正副委員長で相談しながら、一つの並びかえというか、カテゴリーに分けていきたいと思えますが、今日お配りしましたので、委員の皆様も持って帰って、意味がわからないところとかあれば勉強もしていただいて、少し整理をしておいていただきたいと思えます。こちらでも今後カテゴリーに分ける

ようにしていきます。

1つ御提案なのですが、先ほど来それぞれ何人かの委員からも出ていますが、いわゆる会派とか思想を超えて、超党派でというか、議会として一体化して取り組んでいくというもとのこの議会基本条例特別委員会も実際に設置をされましたし、今日の中でも何名かの委員からそのような御意見も出ているので、今までですと、今お配りしたものは、恐らく事務局が気を使ってもいただいていると思うのですが、提出会派というのが入っているのです、どこの会派が出したか。これは、もう次から抜かせていただきたいのですけれども、よろしいですか。要するに議会として一本でやっていくのだと。超党派でというか、一個人とか議員とか会派とかではなくて、議会としてつくっていくのだということです、どこの会派が出したどうこうというのは余りこだわらなくていいかなという気がしますので、今までですと、こういう会派名を入れていたがために、これは私の個人的見解ですけれども、いろんなバイアスがかかって、影響力ゲームみたいになるところがなきにしもあらずでしたので、取り払い、1個1個議論を次回以降できればと思いますが、これは御了承いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

（松野豊委員長）盛り込みたい内容についての協議については今日はこのあたりにしたいと思います。

（酒井睦夫委員）この次、このフォローアップなのですけれども、順番を変えたりカテゴリー別にやったり、それで結構ですが、それぞれもっと詳しい説明が提案者から必要と考えます。その詳しい説明をするのに、資料をみんなばらばらに出すのではなくて、何か一定のフォーマットをつくっていただいて、それに説明用の資料を書くというほうがいいのではないかと。それとも、勝手にばらばらに書いて、それをコピー回して説明するという方法ですか。

（松野豊委員長）今例えばもう既に御説明いただいた方もいらっしゃるんで、項目によって出してくる。何かフォーマット化するとちょっと難しいかなという気はするのです。ただ、人数分用意してもらわないといけませんけれども……

（田中人実委員）今日これだけ各会派から意見が出ましたので、要はどういう流山市らしい条例の姿を描いているのかということだと思う。それで、初めての試みなので、先進地の事例等も参考にしながら、それぞれ皆さん項目を入れていると思うのですけれども、何でもかんでも盛り込めば、先ほどの一関ではないですけれども、まねして制定はしたけれども、結局実行に移せないのでは何にもならないし、だからこそ今回提出された中から、

前回は言いましたけれども、まず共通項目が多いところから議論していこうと。言ってみれば、優先順位的なものをまず決めておかないと、今度、専門的知見が入ってきたときにすぐ具体的な条項づくりに取りかかれないと思うのですよね。そういう意味での仕分けは大事だと思うのですけれども。

(戸部源房委員) 今田中委員が言ったように、どういう議会基本条例をつくっていくのかと。それで、皆さんから今回提出されたのですよね。ある程度概略をつくるというのはこの次かなと思う。ですから、その中では、私は栗山町を中心として、プラスアルファもつけましたけれども、どこが一番重要なのか、流山市にとって今一番必要としているのか、そういうことも含めて討議のやり方を考えていったらいいのではないかなと思う。全体像をどういう形につくっていくのかと、ある程度の。これは、理論的につくっていくのか、あるいは細かくつくっていくのか、いろんな方法がある。どういう形態でつくっていくのか、どういう項目を入れていくのか。だから、この中である程度出してもらって、その中である程度つくっていく必要があるのかなと。

それで、先ほど酒井委員が言われたように、1つの項目でも、ここの会場だけでやるのではなくて、もうちょっとフォーマットを設けて、これに対してはどういう意見なのか、そういうフォーマットをやる必要もあると思うのです。この前視察に行ったように、フォーマットがあって、皆さんが出してきて、それをきちっと集約していくと。それを返していくと。これ一々ここのところでやったのでは大変だと思うのです。そういう方法もあると思うので、今後はコンサルタント等々に聞いて、皆さんと意見を交わす中で決めていけばいいことなのだけれども、次回はある程度どういう形にしていくのか、項目をどういふふうにしていくのかと。この皆さんから出されたものからね。それではないかなと思うのだけれども。

(松野豊委員長) 骨組み等々については、客員調査員、専門的知見者が来てから少し体系的なことも含めて整理したほうがいいと思っているのです。もう一つ言えるのは、先ほどもあった、議論はしていませんけれども、例えば自治基本条例と議会基本条例をどういふスタンスで議会としてはつくっていくのかということであったり、その辺を少し議論したほうがいいかなというふうに前回は思って御提案をしたのですが、ただ前回の中では、何人かの委員から、そこの議論よりも、そこを議論するときりがなくなるというか、結論が見えなくなってしまうから、先ほど田中委員からあったような中身に入って、共通項目の多いものから少し意見交換をしていきたいと思いますという第1回の会議の流れがあったのですから、そこをもしそのとおり進めるのであれば、先ほど田中委員からあったように、

とりあえず一覧を出していただきましたから、この中で共通項目、比較的いろんな会派とかいろんな委員さんが多く御提案をされているものから少し協議をしていくことかなと。

(戸部源房委員) 私は、今回栗山町のほうを中心に参考としたけれども、ただ流山市でつくるのだから、流山市でいっぱい皆さんが疑問に思っている、あるいはこういうふうにやりたいと、そこら辺をある程度強調していかなければだめだと考える。それで、将来的にはそういうことも含めて全体像を構築することが必要だと思うのです。それから、もう一つはキャッチフレーズのこともある。私は、先ほど言い足りなかったけれども、流山市が一番問題としている問題から討議を始めて、それから全体像をどういうふうに構築していくのかと、そういうような方向で向かっていったほうがいいのではないかなと考える。

(伊藤實委員) 今の戸部委員の話もごもっともなのですが、やはりせっかく皆さんが提案なさってきているわけですから、委員長も言われるように、まず多いものから整理すると。その後足りないものも出てくると思います。いわゆるコンサルタントを入れるわけですから、それからは体系的なことのバランスを考えた条例の素案になっていけばいいのではないかなと思うのです。ですから、とりあえずは今皆さんから出されたもののどれを選んで、どれを今回は議論していくのか、その辺を決めていくことだと思います。それと、議会基本条例がいわゆる理念条例の範囲内にするのか、そこをどの程度までかみ砕いたものにするかもこれからの課題になるのではないかなと思います。

(松野豊委員長) 定刻になってしまったのですが、正副委員長に次回以降の議論の仕方を皆さんに御提案する部分も含めて一旦、預らせていただいてよろしいですか。セオリー的に言えば、最初に目的、なぜ議会基本条例をつくるのかと。セオリーでいけば、最初に目的をちゃんとはっきりして、その中でこの目的に照らしていったらこの条項は入れたほうがいいのか、これは必要と進めていくのがセオリーですけれども、いろんな御意見を持たれている方やそれぞれ、議員ということでいろんな背景も背負っていらっしゃいますので、そういう意味で言うと、もう一度繰り返しになりますけれども、セオリーどおり目的のところを最初に余り議論を深いところまでしてしまうと、いろいろまとまらないのではないかという懸念があったので、では手段というか、枝葉のほうから少し入りましようという流れになっていますが、次回以降の部分についてはもう一回これ預らせてください、

(田中人実委員) 私も盛り込むべき事項の説明の中で、今日時間的にないので、概要のみをさらっと発言したのですが、例えば共通項目の中で執行部の議会への政策過程の説明とかという項目が、みんなそれぞれこれやろうと言ったときに具体的な議論が出ると思

うのですよ。要するに、いろんな計画を代表者会議で矢継ぎ早に書類を出されて、あれが政策形成過程のプロセスを示しているかという議論とか、その見方はそれぞれ違うでしょうけれども、そういうのをまずベースに議論しておかないと、専門的知見が来たところで、こういうことはこういうふうに議論すべきですよなんて教わりながらやるのでは流山市らしさが出ないなということと言ったのですが、だから次回はそういうことをしながら、ある程度話し合えるところは詳細に議論すればいいのではないですか。

(松野豊委員長) まさに議会運営委員会で1年間、もちろん特別委員会には高橋委員と田中美恵子委員にも正式メンバーとして入っていただいています、1年間ずっと議会運営委員会もオブザーバーとして御参加いただいてきたわけですし、このメンバーで言えば、いわゆる自由討議ができる風土というか、素養ができ上がっているのです、余り恐れずに、次回はそもそも何で議会基本条例をつくるのかの目的のあたりを少し自由討議で、余り枝葉の議論し始めるとそれこそまとまらなくなるので、そこを自由に討議してもいいかなという気がしますので、その辺を含めて御一任をいただければと思います。

協議事項4について

(松野豊委員長) 最後にキャッチフレーズなのですが、お手元にお配りしているように全部で6案なのですが、これはちょっと時間の関係もあるのですが、それだけではなくて、次回以降に持ち越したいと思います。と言いますのは、キャッチフレーズを出すときというのは、たまたま私は以前の職が広告業界にいましたので、もっと案がいっぱい委員の方から出てくるのかなと思ったら6案しか出なかったというのが正直感じたところです。いわゆるプロの世界ですと、我々はプロではないので、プロに準ずる必要はないと思いますが、例えば「そうだ、京都へ行こう」とか、タワーレコードの「ノーミュージック・ノーライフ」とか、世の中にいろいろ出ているキャッチフレーズというのは、大体1,000個から2,000個案を出してぼんと出てきているのですよ。1,000個出せとは言いませんけれども、キャッチフレーズがいいということで前回盛り上がったわけですけども、その割に6個しかでないのは寂しいなと。えりすぐった。なので、もうちょっと幅広いところから。これももしかすると、先ほど申し上げた目的をちゃんとはっきりさせてからでないと、枝葉というか、先に手段にとらわれると間違うかなという気もしていますので、余り慌てずに目的のところを次回以降は自由討議するというので、できればなというふうに思います。この件よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ありがとうございます。

あと、最後になりますが、その他何かございますか。

〔発言する者なし〕

松野豊委員長 よろしいですか。そうしましたら、次回の開催日程を決めたいと思うのですが、5月かなと思いますが、ゴールデンウィーク明けぐらいかなと思いますけれども...

...

〔日程調整〕

松野豊委員長 では、5月8日、今日は議会報の関係で3時からにしましたが、1時半から3時半でお願いしたいと思います。

以上をもちまして議会基本条例策定特別委員会を終了したいと思います。

閉会 午後 5時10分